

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および、想定される災害発生情報は、道志村が策定した道志村国土強靱化地域計画(平成29年3月改定)やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害等リスク

(土砂崩れ、洪水等：ハザードマップ)

① 土砂災害警戒区域等の指定状況

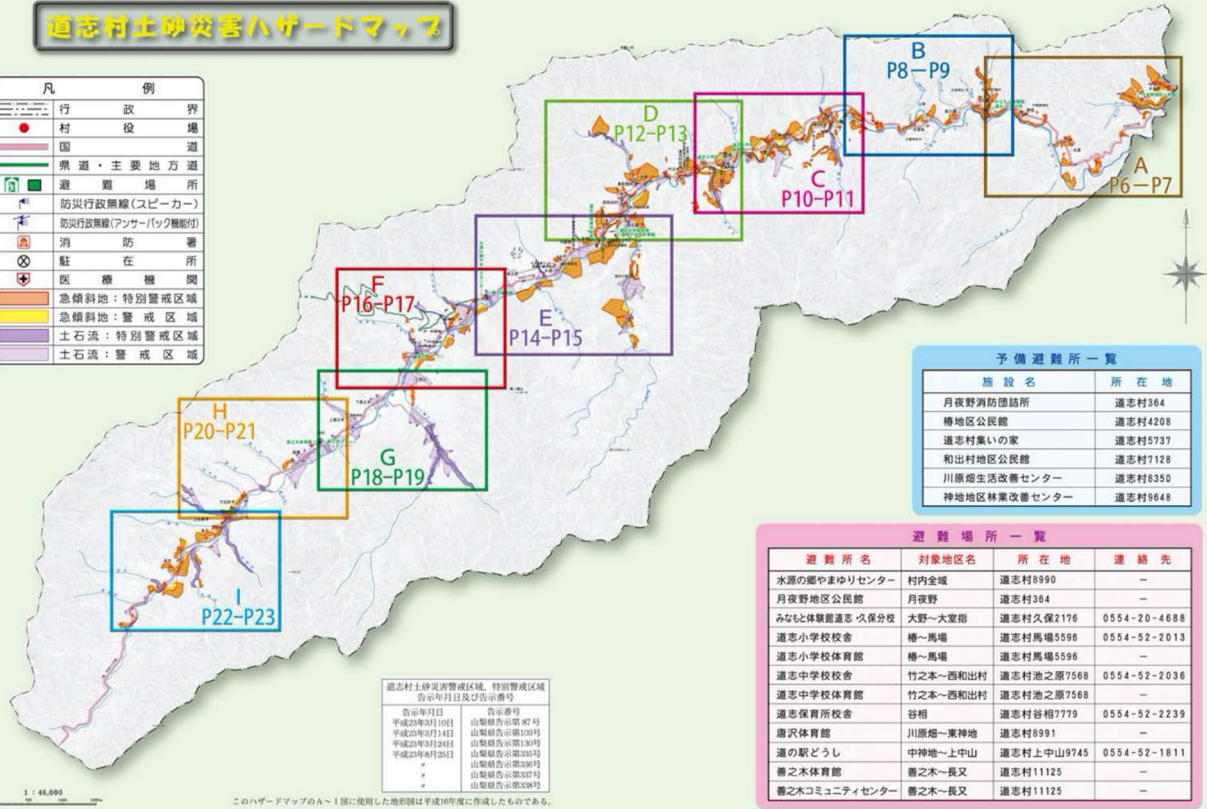
本村では土砂災害防止法に基づき、平成23年3月から土砂災害警戒区域の指定が順次進められている。急傾斜地の崩壊は272箇所(特別警戒区域268箇所)、土石流は98箇所(特別警戒区域91箇所)の計370箇所(特別警戒区域359箇所)が指定されている。また、山地災害危険地区では、崩壊土砂流出箇所67箇所、山腹崩壊箇所7箇所が指定されており、土砂災害の発生の恐れがある箇所が数多く存在している。

② 豪雨・豪雪

本村は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定が順次進められており、急傾斜地の崩壊は272箇所(特別警戒区域268箇所)、土石流は98箇所(特別警戒区域91箇所)の計370箇所(特別警戒区域359箇所)が指定されている。このように、豪雨・豪雪による土砂崩れ、雪崩の発生の恐れがある箇所が数多く存在している。近年では、平成23年に発生した台風12号、15号は合わせて1,000mmを超える記録的な大雨となり、大雨洪水暴風警報及び土砂災害警戒情報が発令され、避難者は合わせて99世帯、235名となった。また、土砂崩れによる家屋の半壊が1件、国道413号線の一部崩落など大きな被害となった。豪雪については、平成26年2月の大雪では積雪量は役場前120cm、積雪が多い場所(山中湖方面)150cmを記録した。主要幹線道路である、国道413号及び県道24号は通行規制が解除されるまでに1週間を要した。また、家屋の一部損壊38件、半壊1件、農業施設全壊17件の被害が発生するとともに、孤立集落が多数発生した。今後も、異常気象による「豪雨・豪雪」が発生することが想定されることから、土砂災害等による家屋等への被害及び国道413号、県道24号の通行止めにより村全体が孤立する可能性が高い。

道志村土砂災害ハザードマップ

凡 例	
	行政境界
	村役場
	国道
	県道・主要地方道
	避難場所
	防災行政無線(スピーカー)
	消防署
	駐在所
	医療機関
	急傾斜地：特別警戒区域
	急傾斜地：警戒区域
	土石流：特別警戒区域
	土石流：警戒区域



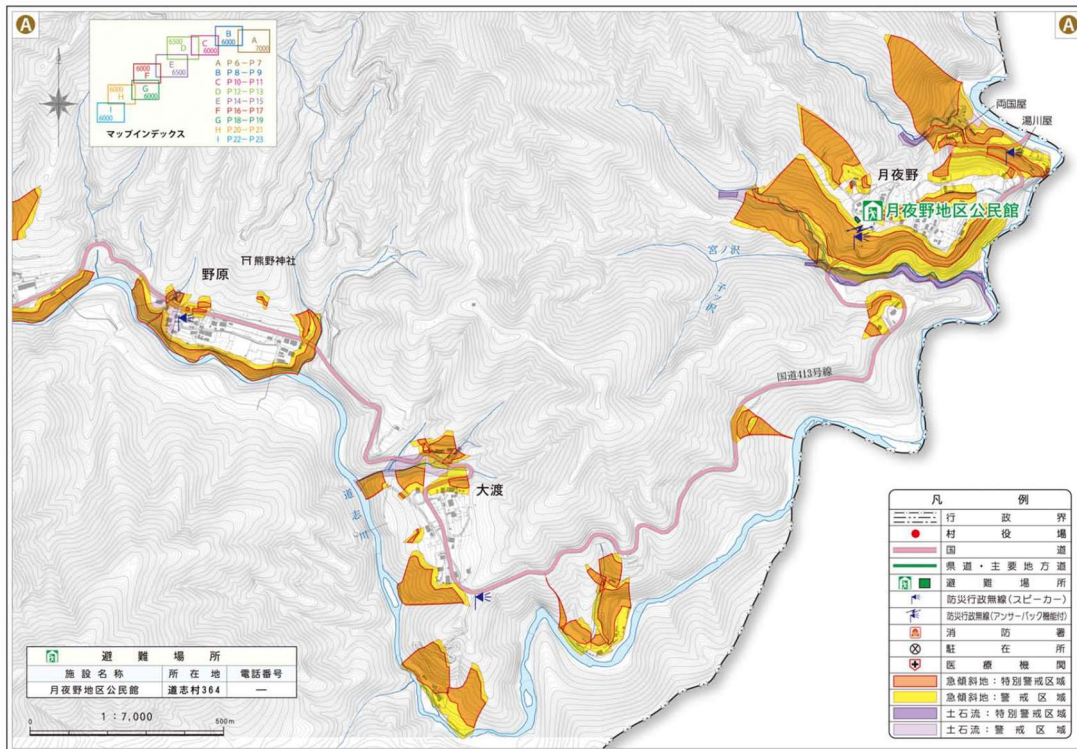
施設名	所在地
月夜野消防団詰所	道志村564
椿地区公民館	道志村4208
道志村集いの家	道志村5737
和出地区公民館	道志村7128
川原畑生活改善センター	道志村8350
神地区林業改善センター	道志村9648

避難所名	対象地区名	所在地	連絡先
水源の郷やまゆりセンター	村内全域	道志村8990	-
月夜野地区公民館	月夜野	道志村364	-
みなとと休養館道志・久保分校	大野～大室指	道志村久保2176	0554-20-4688
道志小学校校舎	椿～馬場	道志村馬場5596	0554-52-2013
道志小学校体育館	椿～馬場	道志村馬場5596	-
道志中学校校舎	竹之本～西和出村	道志村池之原7568	0554-52-2036
道志中学校体育館	竹之本～西和出村	道志村池之原7568	-
道志保育所校舎	谷相	道志村谷相7779	0554-52-2239
唐沢体育館	川原畑～東神地	道志村8991	-
道の駅どうし	中神地～上中山	道志村上中山9745	0554-52-1811
善之本体育館	善之本～長又	道志村11125	-
善之本コミュニティセンター	善之本～長又	道志村11125	-

道志村土砂災害警戒区域、特別警戒区域
告示年月日及び告示番号

告示年月日	告示番号
平成20年3月11日	山梨県告示第87号
平成20年3月11日	山梨県告示第109号
平成20年3月24日	山梨県告示第130号
平成20年3月26日	山梨県告示第353号
〃	山梨県告示第389号
〃	山梨県告示第381号
〃	山梨県告示第389号

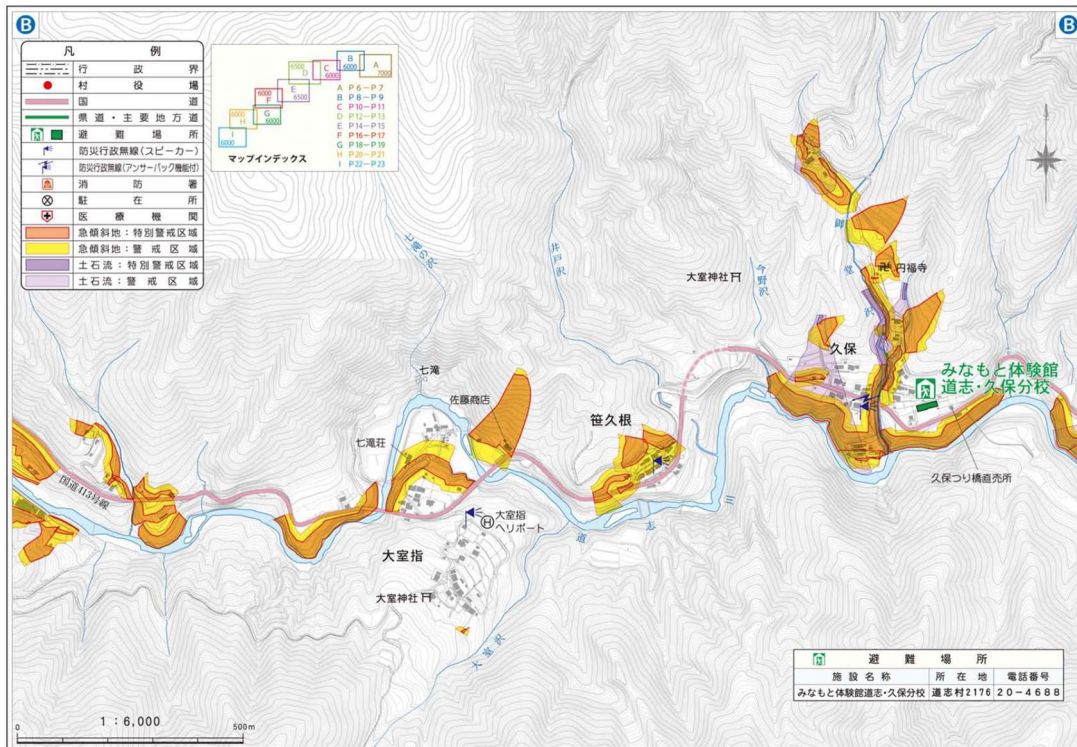
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 道志全図〉（令和4年4月1日現在）



〔6〕

〔7〕

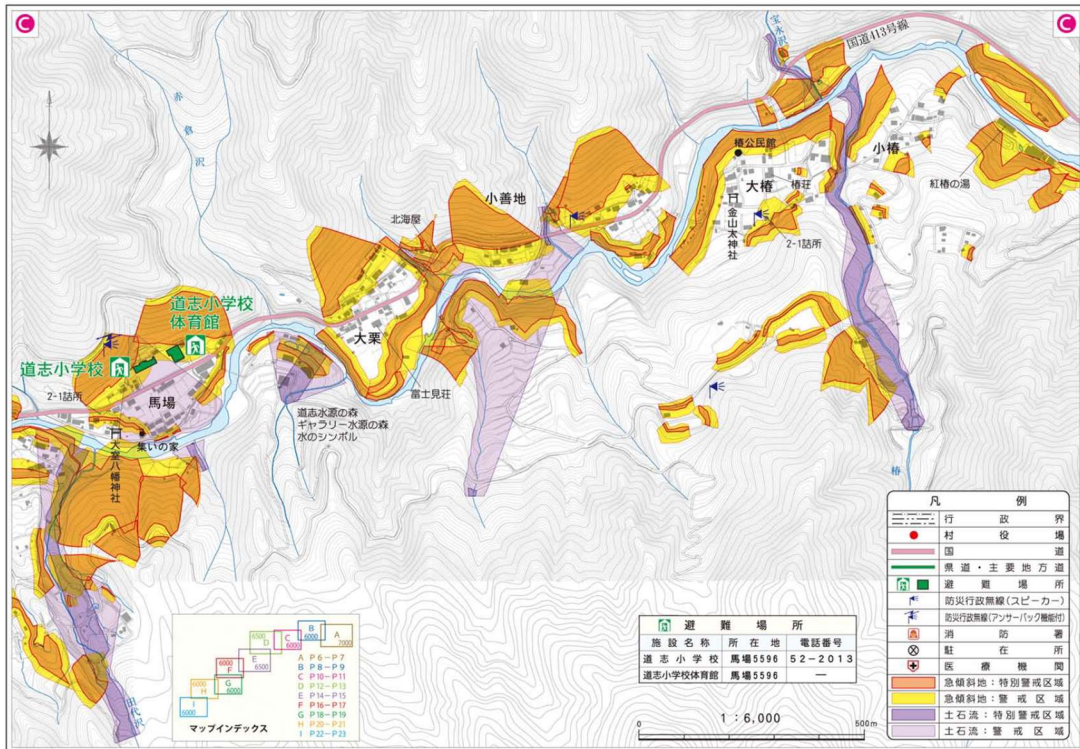
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 月夜野地区〉



〔8〕

〔9〕

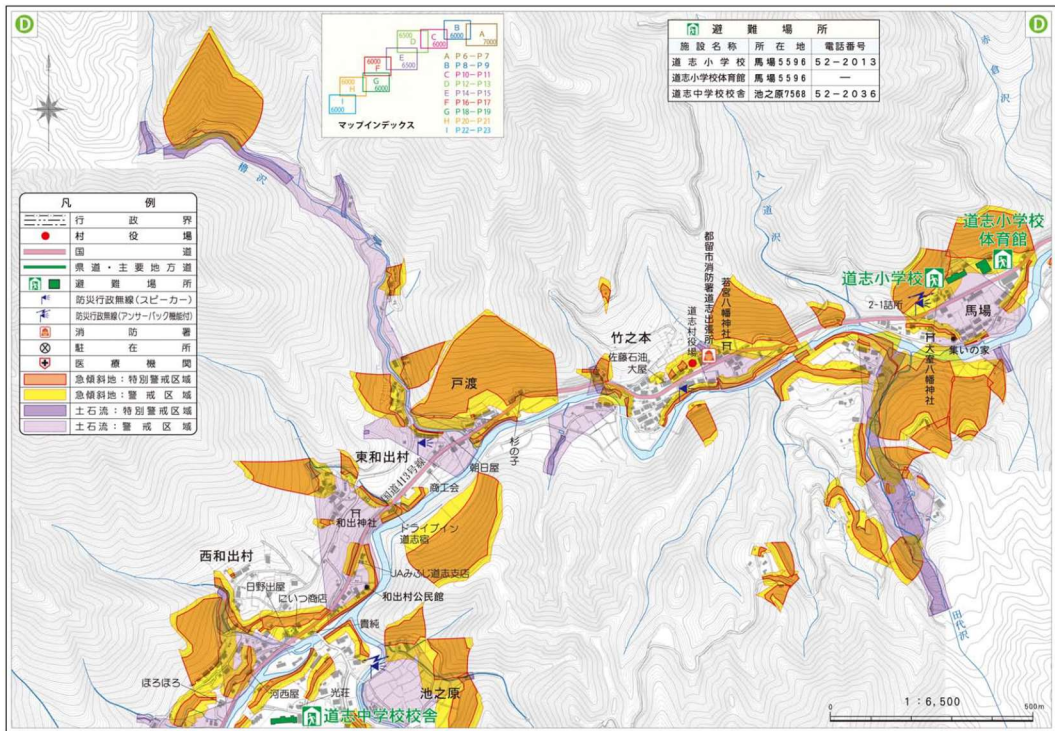
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 笹久根地区〉



(10)

(11)

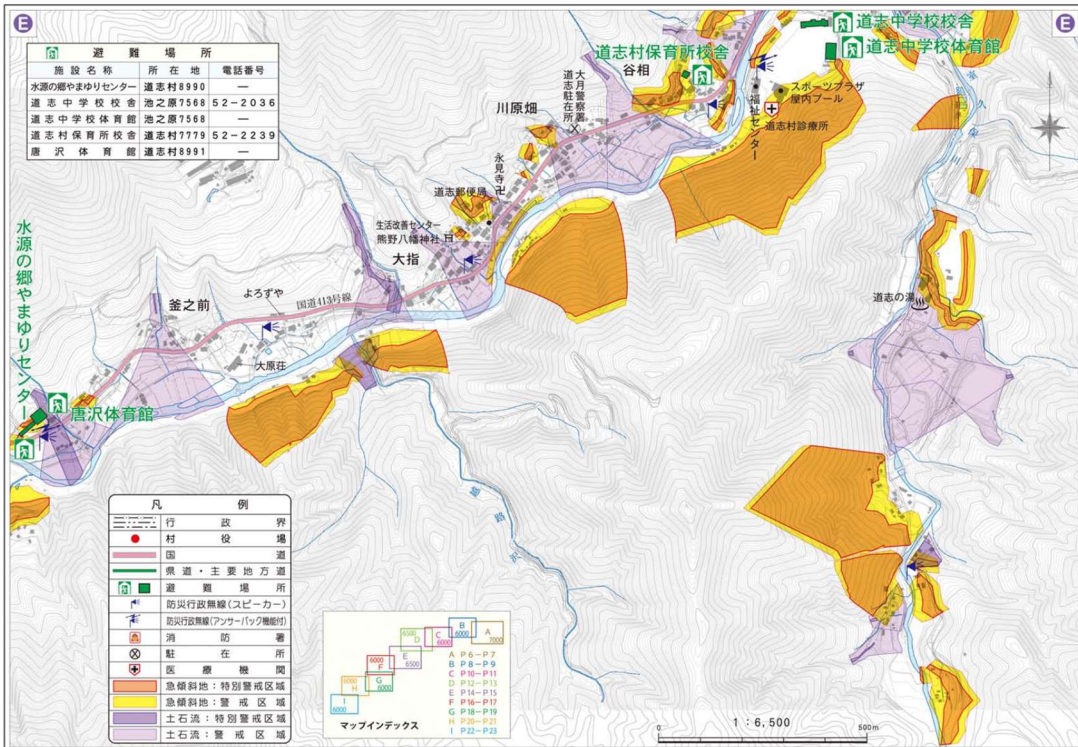
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 小善地地区〉



(12)

(13)

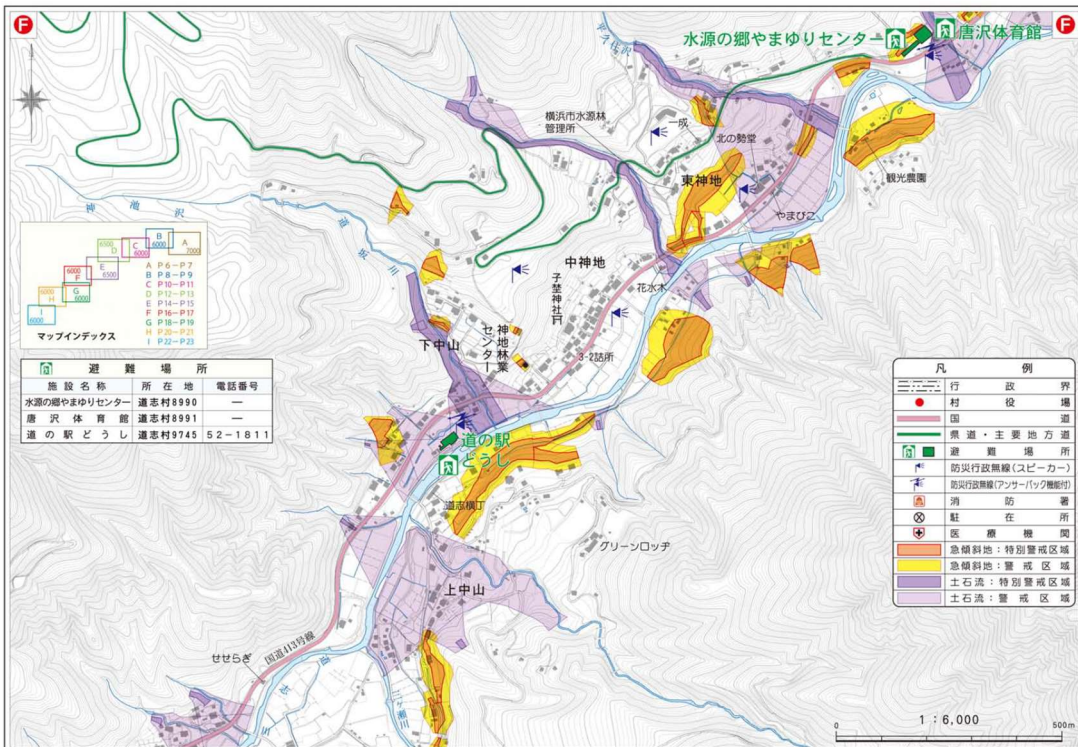
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 竹之本地区〉



[14]

[15]

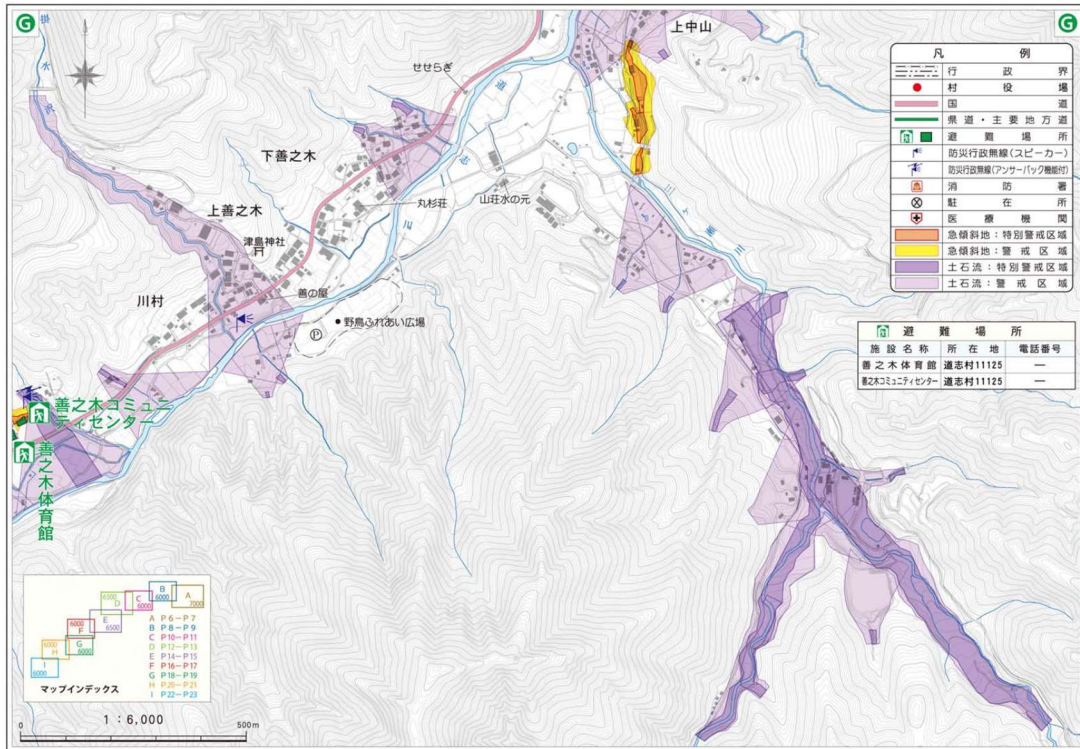
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 川原畑地区〉



[16]

[17]

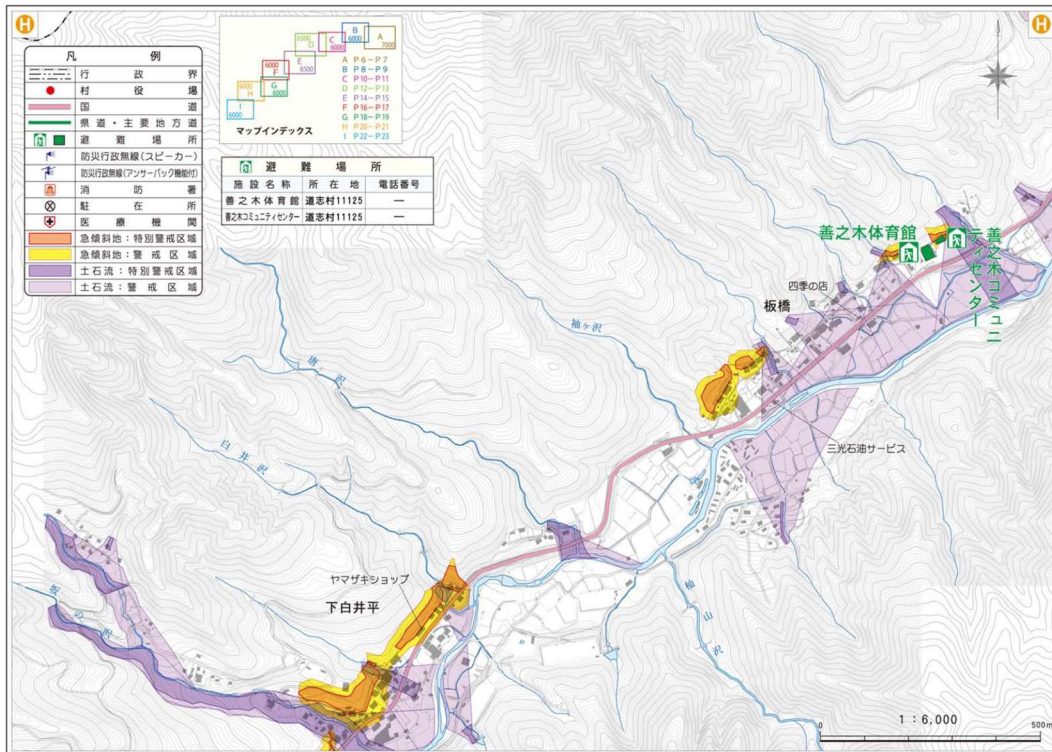
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 中神地地区〉



(18)

(19)

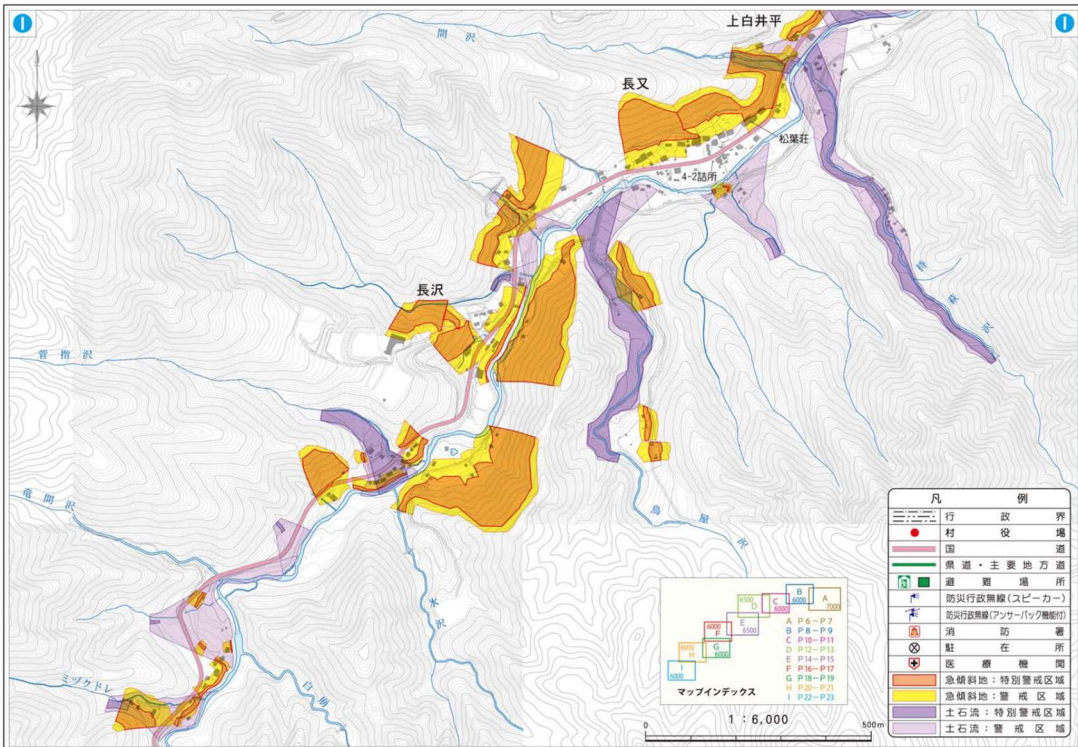
〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 下善之木地区〉



(20)

(21)

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 板橋地区〉



[22]

[23]

〈出所：道志村土砂災害ハザードマップ 長又地区〉

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 156人(令和4年9月1日現在)
- ・小規模事業者数 155人(令和4年9月1日現在)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
農業、林業	6	6	道志川沿いに多い
漁業	1	1	道志川沿いに多い
建設業	37	37	国道413号線沿いに多い
製造業	21	20	国道413号線沿いに多い
情報通信業	1	1	国道413号線沿いに多い
運輸業、郵送業	4	4	国道413号線沿いに多い
卸売業、小売業	18	18	国道413号線沿いに多い
学術研究、専門・ 技術サービス業	4	4	国道413号線沿いに多い
宿泊業、飲食サ ービス業	51	51	国道413号線沿いに多い
生活関連サービ ス業、娯楽業	8	8	
複合サービス事 業	1	1	国道413号線沿いに多い
サービス業(他 に分類されない もの)	4	4	国道413号線沿いに多い

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・道志村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・道志村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- (1) 災害時の情報提供や情報収集は、村をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。
- (2) 事業者 BCP を策定済の小規模事業者であっても、BCP の実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。
- (3) 小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者 BCP の策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

III 目標

道志村地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、村、商工会が一丸となって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

(1) 管内小規模事業者への BCP 策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

災害時における連携体制を円滑に行うため、本村、本会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(3) リスクファイナンスを活用した BCP 対策の啓発

災害・感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

(4) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1 事前の対策〉

当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・広報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②当商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに作成

③関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- ・連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業

所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。

- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種保険（生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。
- ・山梨中央銀行都留支店、山梨信用金庫都留支店、山梨県民信用組合都留支店、都留信用組合平野支店と連携し、BCP策定の必要性を周知する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

- ・BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- ・道志村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当村）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

〈2 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、道志村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

【例：被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。

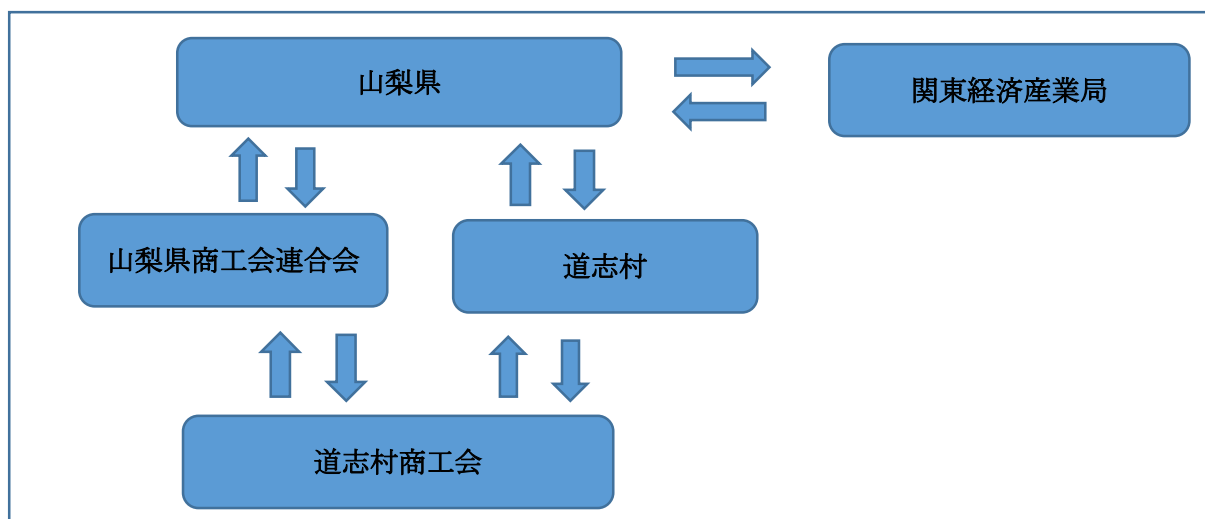
また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を村・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	(円)
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当市より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当村より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、道志村と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

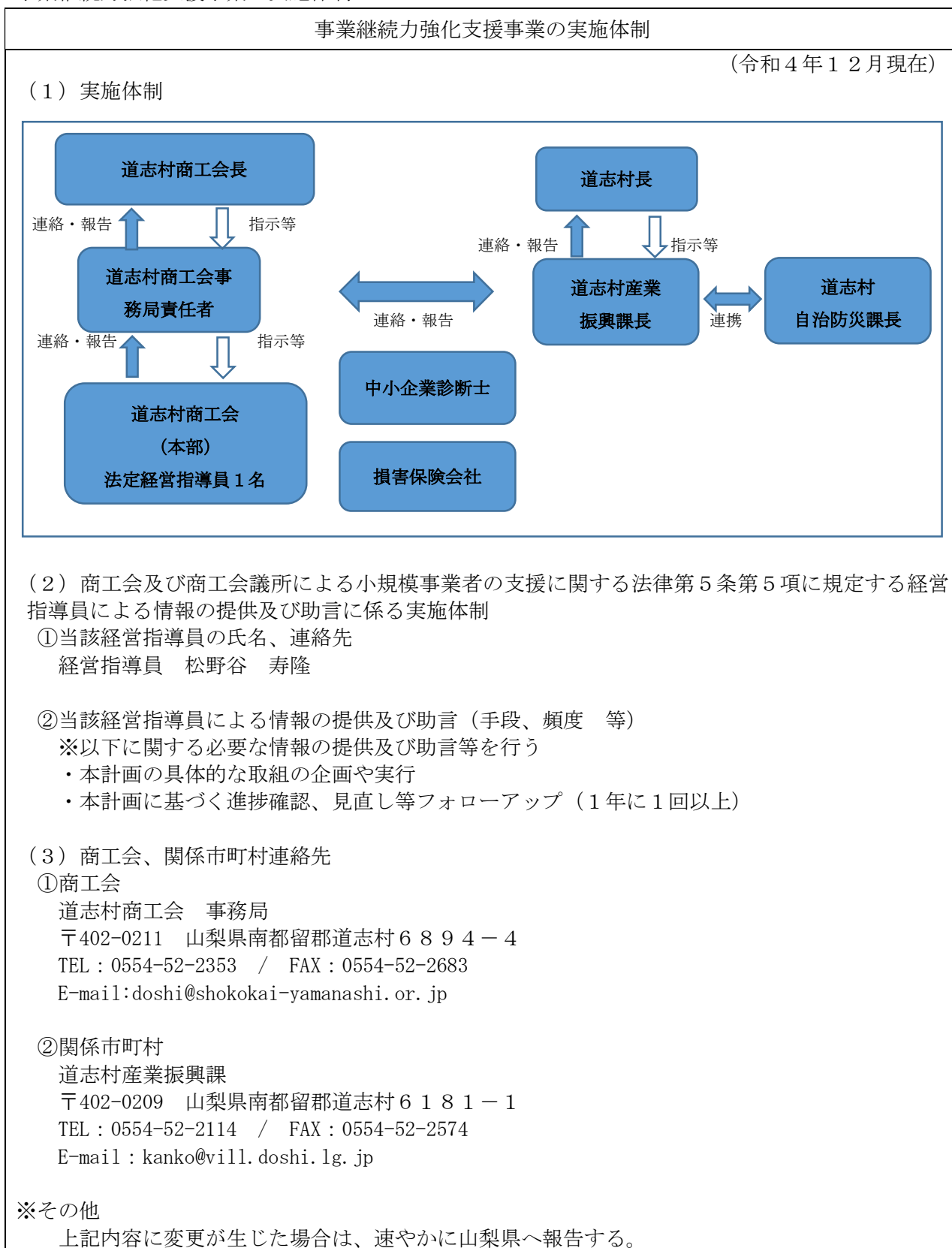
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
専門家派遣費	55	55	55	55	55
チラシ作成費	10	10	10	10	10
通信運搬費	75	75	75	75	75
消耗品費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
中小企業等人材育成事業における助成金、会費収入、各種補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館3階
②山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央1-12-37
③東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032 山梨県甲府市中央1-12-28
④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-5
連携して実施する事業の内容
①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。
②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。
③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え事前に必要と考えられる保険等の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 具体例として、自然災害・感染症リスクに係る (1) 当会会員小規模事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 (2) 当会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 (3) 災害・労務リスク対策セミナー・個別相談会の共同開催及び講師派遣 (4) 災害・労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

連携体制図等

